

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立保育専門学院等を退学した者等に対する成績証明書等の交付、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示及び政治団体に係る収支報告書等の写しの交付に係る手数料を新たに徴収するとともに、動物取扱業の登録等に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 次に掲げる学校等を退学した者等に対する成績証明書等の交付 1件につき420円

- (ア) 鳥取県立保育専門学院
- (イ) 鳥取県立看護師等養成施設
- (ウ) 鳥取県立歯科衛生専門学校
- (エ) 鳥取県立農業大学校
- (オ) 鳥取県立高等学校
- (カ) 鳥取県立特別支援学校

イ 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

- (ア) 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき300円
- (イ) 開示の実施に係る手数料(300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは300円を減じた額とする。)

実施の方法	手数料の額
a 閲覧	少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円
b 少額領収書等の写しを複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの(白黒複写に限る。)の交付	交付する用紙1枚につき10円
c 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
d 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
e 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

ウ 政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付

写しの交付の方法	手数料の額
(ア) 収支報告閲覧対象文書を複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの(白黒複写に限る。)の交付	交付する用紙1枚につき10円
(イ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
(ウ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

(エ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
--	---------------------------------------

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア 動物取扱業の登録	1件につき	6,600円	11,000円
イ 動物取扱業の登録の更新	1件につき	4,000円	8,000円
ウ 動物取扱責任者研修の実施	1件につき	1,000円	1,500円
エ 特定動物の飼養又は保管の許可	1件につき	16,000円	18,000円
オ 特定動物の飼養又は保管の変更の許可	1件につき	10,000円	12,000円
カ 動物取扱業に係る登録証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円
キ 特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業の登録に係る手数料を廃止する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成21年1月1日とする(1)のイ及びウ並びに公布日とする(3)を除き、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

公益法人制度改革関連三法の制定により特定非営利活動促進法の一部が改正され、社員総会に出席できない社員が書面による表決に代えて条例で定める電磁的方法による表決が可能とされたことに伴い、当該電磁的方法を定める。

##### 2 条例の概要

(1) 社員総会において、表決権を行使できる条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、電子情報処理組織を使用する方法及び磁気ディスクを提出する方法とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 若葉団地を若桜町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

(2) 中国残留邦人等及び北朝鮮当局による拉致の被害者等について、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として条例に明確に規定する。

##### 2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井	若桜町へ無償譲渡

(2) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、中国残留邦人等及び北朝鮮当局による拉致の被害者等を加える。

(3) 施行期日は、平成21年1月1日とする(1)を除き、公布日とする。

#### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関することを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 病院の利用に係る使用料等の透明性を確保するため、これまで実費徴収としていた人間ドック等の料金を使用料として定める等所要の改正を行う。
- (2) (1)にかんがみ、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における生命保険等に係る個別面談並びに鳥取県立総合療育センターにおける死後処置及び診療情報の写しの交付について、新たに使用料等を徴収することとする等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに使用料又は手数料を定める。

区分		使用料等の額		
		単位	金額	
検査料等	人間ドック	1件につき	42,000円	
	脳ドック	1件につき	36,750円	
	妊婦健診(診察、尿検査、超音波検査に限る。)	1件につき	3,300円	
	新生児聴覚検査	1件につき	3,000円	
	先天性代謝異常等検査	1件につき	700円	
	外部委託検査	検査に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額		
不妊治療料	配偶者間人工授精(精子洗浄濃縮法)	遠心分離法	1件につき	4,725円
		密度勾配法	1件につき	9,534円
	体外受精	採卵・採精	1件につき	49,350円
		顕微授精	1件につき	36,750円
	受精	初期胚培養	1件につき	40,950円
		胚盤胞培養	1件につき	53,550円
		新鮮胚移植	1件につき	33,600円
		受精卵凍結保存	1年につき	42,000円
		凍結受精卵融解・移植	1件につき	63,000円
		精子凍結保存	1件につき	36,750円
予防接種料		薬剤費及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額		
介補料	新生児介補	1日につき	3,810円	
	乳児介補	1日につき	570円	
その他	生命保険等に係る個別面談	1件につき	5,565円	
	死後処置	1件につき	4,200円	
	診療情報の写し	病院の院長が別に定める額		

イ 非紹介患者初診加算料の額を次のとおり改める。

区分		使用料の額		
		単位	金額	
			現行	改正後
非紹介患者初診加算料	鳥取県立中央病院	1回につき	1,575円	2,625円
	鳥取県立厚生病院	1回につき	1,575円	改正なし

ウ 徴収する使用料の額の算定及び使用料の区分について厚生労働省告示を引用して定めた規定を、健康保険法等の規定を引用して定めた規定に改める等所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 死後処置及び個別面談について徴収する使用料は、次のとおりとする。

区分		使用料の額	
		単位	金額
死後処置		1件につき	4,200円
生命保険等に係る個別面談		1件につき	5,560円

イ エックス線写真等の診療情報の複写の事務について徴収する手数料は、次のとおりとする。

区分		手数料の額	
		単位	金額
診療情報の写し	半切サイズ	1通につき	590円
	B4サイズ	1通につき	190円

ウ 療養等に係る使用料を定める規定について、高齢者等による施設の利用に係る所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。